

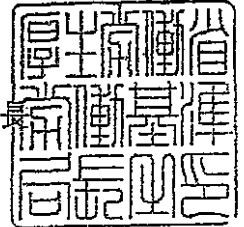
基発第 0130001 号

平成19年1月30日

全国銀行協会

会長 畔柳 信雄 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

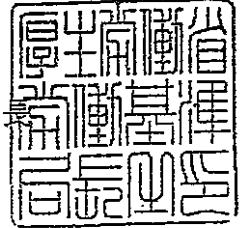
から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

基発第 0130001 号

平成19年1月30日

社団法人 全国地方銀行協会
会長 瀬谷 俊雄 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

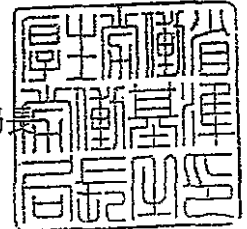
から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

基発第 0130001 号

平成19年1月30日

社団法人 第二地方銀行協会
会長 鏡味 徳房 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

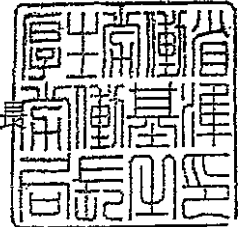


基発第 0130001 号

平成19年1月30日

社団法人 全国信用金庫協会
会長 大前 孝治 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願いについて

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

(別紙)

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。



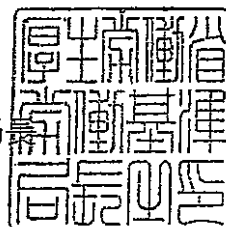
基発第 0130001 号

平成19年1月30日

社団法人 全国信用組合中央協会

会長 網代 良太郎 殿

厚生労働省労働基準局



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力をお願いについて

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

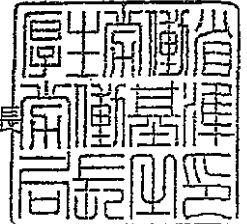
から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

基発第 0130001 号

平成19年1月30日

社団法人 信託協会
会長 森田 豊 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力をお願いについて

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体加盟の金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、加盟金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

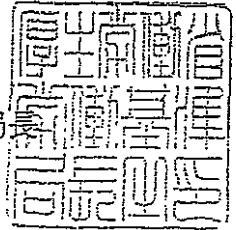
基発第 0130001 号

平成19年1月30日

農林中央金庫

理事長 上野 博史 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴金庫におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴金庫及び傘下系統金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、貴金庫及び傘下系統金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、農林水産省経営局、水産庁漁政部及び金融庁監督局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

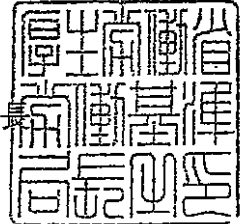
から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

基発第 0130001 号

平成19年1月30日

全国農業協同組合中央会
会長 官田 勇 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

傘下農協系統金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、傘下農協系統金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、農林水産省経営局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

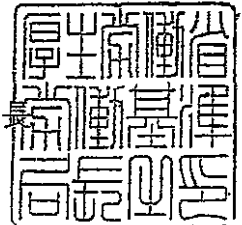
基発第 0130001 号

平成19年1月30日

全国漁業協同組合連合会

代表理事会長 植村 正治 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴会におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

傘下漁協系統金融機関におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預貯金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預貯金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、傘下漁協系統金融機関あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

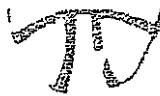
なお、本件の要請を行うに当たりましては、水産庁漁政部の了解を得ていることを念のため申し添えます。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

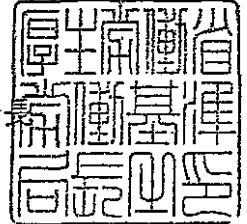


基発第 0130001 号

平成19年1月30日

社団法人 全国労働金庫協会
理事長 岡田 康彦 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体の会員労働金庫におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、会員労働金庫あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局にも了解を得ていることを念のため申し添えます。

(別紙)

個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

77

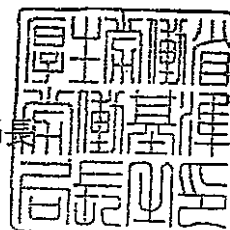
基発第 0130001 号

平成19年1月30日

商工組合中央金庫

理事長 江崎 格 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴金庫におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴金庫におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高状況や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況等に関する情報を提供いただくことについて、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、財務省大臣官房政策金融課及び中小企業庁事業環境部金融課の了解を得ていることを念のため申し添えます。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第9条において、独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第2項第3号では、行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときについては行政機関に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者が保有する預金口座の残高や賃金未払期間における保有預金口座の取引状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金が未払となっている労働者の救済に関し、賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 賃金が未払のまま倒産した会社の代表者や個人事業主等関係者に関する情報の提供については、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものではないこと

から、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号に定める場合に該当すると解され、独立行政法人等個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

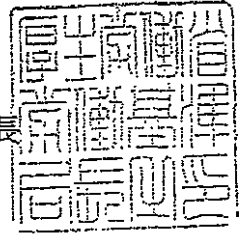
基発第.0130001号

平成19年1月30日

中小企業金融公庫

総裁 安居 祥策 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力のお願について

貴公庫におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴公庫におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主の融資状況やその残債状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主の融資状況や残債状況等に関する情報を提供いただくことについて、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、財務省大臣官房政策金融課及び中小企業庁事業環境部金融課の了解を得ていることを念のため申し添えます。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第9条において、独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第2項第3号では、行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときについては行政機関に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主の融資状況や残債状況等に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金が未払となっている労働者の救済に関し、賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 賃金が未払のまま倒産した会社の代表者や個人事業主に関する情報の提供については、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものではないこと

から、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号に定める場合に該当すると解され、独立行政法人等個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

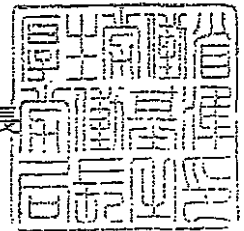
基発第 0130001 号

平成19年1月30日

国民生活金融公庫

総裁 薄井 信明 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力をお願いについて

貴公庫におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴公庫におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主の融資状況やその残債状況等の調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、金融機関から倒産した会社の代表者や個人事業主の融資状況や残債状況等に関する情報を提供いただくことについて、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、財務省大臣官房政策金融課及び当省健康局の了解を得ていることを念のため申し添えます。

(別紙)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第9条において、独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第2項第3号では、行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときについては行政機関に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主の融資状況や残債状況等に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金が未払となっている労働者の救済に関し、賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 賃金が未払のまま倒産した会社の代表者や個人事業主に関する情報の提供については、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものではないこと

から、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号に定める場合に該当すると解され、独立行政法人等個人情報保護法との関係においては、金融機関による情報提供が制限されることはないものと考えております。

基発第 0130001 号

平成19年1月30日

社団法人 全国信用保証協会連合会
会長 瀬田 悌三郎 殿

厚生労働省労働基準局長



未払賃金立替払制度の適正な運営のための御協力のお願について

貴団体におかれましては、平素より未払賃金立替払制度を始めとする労働基準行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、賃金の支払の確保を図ることが労働者とその家族の生活の安定のために欠くことができないものであることから、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、企業倒産に伴い、事業主が賃金を支払うことができない場合に、未払賃金の一定範囲を国が事業主に代わって支払う未払賃金立替払制度を運営し、労働者の救済を図っているところでありますが、本制度の対象となるかどうかの判断に当たりましては、当該事業主の賃金支払能力の有無を的確に把握することが不可欠となっております。

貴団体の会員である全国の信用保証協会におかれましては、これまでも倒産会社及びその代表者並びに個人事業主への求償状況に関する調査について御協力いただいているところですが、今後とも、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、信用保証協会から倒産した会社の代表者や個人事業主への求償状況に関する情報を提供いただくことについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）と賃金の支払の確保等に関する法律との関係を別紙のとおり整理いたしましたので、全国の信用保証協会あて御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の要請を行うに当たりましては、金融庁監督局及び中小企業庁事業環境部金融課の了解を得ていることを念のため申し添えます。

(別紙)

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、個人情報取扱事業者は、その保有するデータを第三者に提供してはならない旨規定されているところですが、その例外として、同条第1項第4号では、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては第三者に提供することができるとしています。

倒産した会社の代表者や個人事業主への求償状況に関する情報の提供依頼については、

- 1 国の機関である労働基準監督署長が協力を依頼するものであること
- 2 賃金の支払の確保等に関する法律第7条に定める未払賃金立替払制度の事務を遂行するために必要であること
- 3 本人の同意を得ることとした場合には、賃金が未払となっている労働者の救済を目的とする未払賃金立替払事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること

から、個人情報保護法第23条第1項第4号に定める場合に該当すると解され、個人情報保護法との関係においては、信用保証協会による情報提供が制限されることはないものと考えております。